

質問 1

私は、今年から青色申告者になった開業医です。妻も事業に従事していますので青色事業専従者として、月15万円の給与と6月に1か月、12月に2か月の賞与を支給することにしましたが、給与及び賞与から所得税をいくら源泉徴収したらよろしいでしょうか。なお、妻には、給与から控除すべき社会保険料及び扶養親族はありません。

回答

給与は「月額表」を、賞与は「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を適用した税額を源泉徴収します。

(1) 給与から源泉徴収する所得税

給与所得の源泉徴収税額表の月額表の、その月に支給した給与からその月の社会保険料等控除後の給与等の金額欄の該当する行と甲欄の扶養親族等の数0人欄との交わるところに記載されている金額が源泉徴収すべき税額です。

なお、その年最初の給与の支給日の前日までに「給与所得者の扶養控除等申告書」を作成しておく必要があります。

(2) 賞与から源泉徴収する所得税

賞与から源泉徴収する所得税は、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」から、次により求めた「賞与の金額に乗すべき率」を賞与の金額に乗じて計算します。

イ まず、その人の前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額を求めます。

ロ 扶養親族等の数とイにより求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。

ハ ロにより求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄の交わるところに記載されている率が、その求める率です。

したがって、ご質問の場合、毎月の青色事業専従者給与から源泉徴収する所得税は、2,980円となります。次に、6月分賞与15万円から徴収する税額は、6,126円となります。12月分賞与30万円から徴収する税額は、12,252円となります。

なお、12月分の給与又は賞与のいずれかの支給時に年末調整を行う必要があります。

また、青色事業専従者が障害者又は寡婦・ひとり親・勤労学生に該当し「給与所得者の扶養控除等の申告書」にその旨が記載されているときは、これらの一に該当するごとに1人として計算した数を扶養親族等の数とします。

北海道医報年間購読のご案内

北海道医師会では北海道医報の定期購読を希望される方に、年間購読のご案内をしております。ご希望の際は下記までお問い合わせください。

購読料金：3,300円（税込）

購読期間：年度ごと 4月～翌年3月までの1年間

募集対象：医療機関、医療関係団体や法人、または個人

支払方法：指定の口座への振込または郵便振替

問い合わせ先：北海道医師会 事業第一課

TEL 011-231-7661 FAX 011-241-3090 E-mail ihou@m.douj.jp